

GX推進機構の役割と 排出量取引の今後について

**2025年7月
GX推進機構 理事
梶川 文博**



1.GX推進機構の役割

2.排出量取引の今後



1. GX推進機構の役割

2. 排出量取引の今後

1. GX推進機構とは①

- 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（通称：**GX推進機構** 英文名称：**GX Acceleration Agency**）は、GX推進法に基づく認可法人として2024年4月に経済産業大臣から設立が認可され、同7月に業務を開始しました。
- 2050年カーボンニュートラルの達成と日本の産業競争力強化・経済成長を同時実現**するための**ドライビングフォース**として、以下の業務を実施しています。

- ① 今後10年間で官民合わせて150兆円超のGX投資を推進するための金融支援（債務保証の提供や出資等）
- ② 排出権取引制度の運営及び化石燃料賦課金等の徴収
- ③ GX政策等に関する調査・研究、企業連携の推進、気候変動開示の推進、新たな金融手法の国内外への発信等（GX投資推進に関する「ハブ」機能）

1. 金融支援業務



3. GXハブ機能



- 》プロアクティブに案件を発掘・創出するために企業間・官民の連携を支援
- 》GX政策・サステナビリティ推進に関する議論の促進と内外への発信

2. 成長志向型カーボンプライシング制度の導入・運営

1. GX推進機構とは②

》GX推進機構の出資企業（83社）

製造業	➤ IHI、旭化成、アサヒグループホールディングス、出光興産、ENEOSホールディングス、王子ホールディングス ➤ 川崎重工業、神戸製鋼所、コスモエネルギーホールディングス、JFEホールディングス、住友化学、住友金属鉱山 ➤ 住友電気工業、積水化学工業、第一三共、大日本印刷、竹中工務店、中外製薬、東レ、TOPPANホールディングス ➤ トヨタ自動車、日本製紙、日本製鉄、日本電気、パナソニックホールディングス、日立製作所、富士通、本田技研工業 ➤ 三井化学、三菱ガス化学、三菱ケミカルグループ、三菱重工業、三菱電機
情報通信業	➤ 日本電信電話
金融業、保険業	➤ あいおいニッセイ同和損害保険、住友生命保険、損害保険ジャパン、第一生命ホールディングス、大和証券グループ本社 ➤ 千葉銀行、東京海上日動火災保険、日本政策投資銀行、日本生命保険、野村ホールディングス、みずほ銀行 ➤ 三井住友海上火災保険、三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ銀行、明治安田生命保険、りそなホールディングス
卸売業、小売業	➤ 伊藤忠商事、住友商事、双日、豊田通商、丸紅、三井物産、三菱商事
電気・ガス・熱供給・水道業	➤ 大阪ガス、沖縄電力、関西電力、九州電力、四国電力、JERA、中国電力、中部電力、電源開発、東京ガス ➤ 東京電力ホールディングス、東北電力、北陸電力、北海道電力
建設業	➤ 大林組、鹿島建設、清水建設、大成建設
運輸業	➤ ANAホールディングス、東急、日本航空、NIPPON EXPRESSホールディングス、東日本旅客鉄道
不動産業	➤ 三井不動産
鉱業、採石業、砂利採取業	➤ INPEX

(参考) Mission Vision Value

》役職員で議論を重ね、機構が拠り所とすべきMission, Vision, Valueを策定しました。

Mission (使命)

GX推進機構は、

- ・ 金融手法と市場メカニズムの専門的知見を活用し、
- ・ 温室効果ガスの排出削減と企業・産業の持続可能な成長が両立するステージへの移行を加速させることにより、
- ・ 地球環境の改善と我が国経済・社会の健全な発展に貢献します。

Vision (中長期的に達成したい目標)

地球と産業の未来を、ともに拓く。

Value (大切にしたい価値観)

未来から考えること	将来世代の視点と俯瞰的視座を持って、行動します。
挑戦すること	GXの新たな地平を切り開き、前例を生み出します。
誠実であること	誰に対しても公正に接し、自らの責任を着実に果たします。
チームの力を信じること	共に働くもの、そして、日本の力を信じ、果たすべき役割を遂行します。



2. 金融支援①

金融支援

GXハブ

》原資であるGX経済移行債のフレームワークに則り、金融支援を実施します。

GX経済移行債のフレームワーク

基本条件 (概要)

I 民間のみでは投資判断が真に困難な事業

II GX達成に不可欠な産業競争力の強化・経済成長・排出削減に貢献するもの

III 企業投資・需要側の行動を変える規制・制度面との一体性

IV 国内の人的・物的投資拡大につながるもの

要件

上記の原則に加え、産業競争力強化・経済成長に係るA～Cの要件と、排出削減に係る①～③要件の双方について、それぞれ一つずつを満たす類型に適合する事業を支援対象候補として、優先順位付けを行う。

産業競争力強化・経済成長

A **技術革新性**または**事業革新性**があり、外需獲得や内需拡大を見据えた成長投資

or B **高度な技術で、化石原燃料・エネルギーの削減と収益性向上（統合・再編やマークアップ等）**の双方に資する成長投資

or C **全国規模**の市場が想定される**主要物品の導入初期の国内需要対策（供給側の投資も伴うもの）**

排出削減

① 技術革新を通じて、将来の**国内の削減**に貢献する**研究開発投資**

or ② 技術的に削減効果が高く、**直接的に国内の排出削減**に資する**設備投資等**

or ③ **全国規模で需要**があり、高い削減効果が長期に及ぶ**主要物品の導入初期の国内需要対策**

2. 金融支援②

金融支援

GX/バ

金融支援は、「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク（2025年6月改訂）」や、「GX2040ビジョン」（2025年2月）において必要と認められた分野・措置に照らして実施します。

GX経済移行債の主な資金使途分類

エネルギー効率

徹底した省エネルギーの推進、住宅・建築物、脱炭素目的のデジタル投資、蓄電池産業

再生可能エネルギー

再生可能エネルギーの主力電源化、インフラ

低炭素・脱炭素エネルギー

原子力の活用、カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備

クリーンな運輸

運輸部門のGX、インフラ

環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス

製造業の構造転換（燃料・原料転換）、水素・アンモニアの導入促進、カーボンリサイクル/CCS

生物自然資源及び土地利用に係る持続可能な管理、サーキュラーエコノミー

食料・農林水産業、資源循環

GX2040ビジョン

1. GX産業構造
2. GX産業立地
3. 現実的なトランジションの重要性和世界の脱炭素化への貢献
4. GXを加速させるための個別分野の取組
5. 成長志向型カーボンプライシング構想
6. 公正な移行

(参考) GX2024ビジョン



》GX2040ビジョンはGX投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。

1	GX産業構造	革新技术を活かした新たなGX事業が次々と生まれ、日本の強みである素材から製品までのフルセットのSCが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造を目指す。 ■成長につながりうる「フロンティア領域の金の卵」 大企業や既存のSCの中には、未開拓の事業分野に切り込める人材・技術が眠っている可能性が高く、大企業からの積極的なカーブアウトを促す等、新産業として育てられるよう政策的支援を進めていく。 ■GX産業につながる市場創造 GX価値の見える化、GX製品の民間企業の調達の促進、公共調達等、GX製品・サービスの積極調達のための環境整備、スケールアップにつながるGXディープテックスタートアップからの調達を促すための支援等に取り組む。
2	GX産業立地	脱炭素電源が豊富な地域に企業の投資を呼び込み、新たな産業集積を目指すとともに、例えば、データセンターを段階的に脱炭素電源が豊富な地域へ誘導。
3	現実的なトランジションと世界の脱炭素化への貢献	各国の事情を踏まえた現実的なトランジションは、日本の同様の脱炭素に向けた課題を共有するアジア諸国のGXにとって重要。
4	個別分野の取組	エネルギー分野をはじめとする個別分野（エネルギー、産業、くらし等の各分野）について取組を加速。
5	成長志向型カーボンプライシング構想	10年間で150兆円超の官民によるGX投資を引き出すため、GX経済移行債の発行により、20兆円規模の投資促進策を実施し、今後、段階的に導入するCPにより、2050年までに償還。
6	公正な移行	労働者が新たに生まれるGX産業への移動や、AIなどの導入による高度化されたSCで引続き活躍できることが重要。

2. 金融支援③ 国が定める金融支援基準

金融支援

GXハブ

》金融支援は、GX推進法に基づき経済産業大臣が定めた金融支援基準に従って実施します。

金融支援に当たって 機構が従うべき基準

1. 政府方針との整合性
2. GX技術の社会実装又は事業の推進
3. 民間で取り切れないリスクの補完
4. 事業の持続可能性のみではない総合判断
5. 適切な経営・事業推進体制の要請

金融支援全般について 機構が務めるべき事項

1. 取るべきリスクに対する積極的な姿勢
2. 適切な金融支援体制の確保
3. 政府全体の政策との連携
4. GX推進に向けた人材の育成
5. ステークホルダーとの連携
6. 透明性確保に向けた情報開示

2. 金融支援④ 債務保証の考え方（類型）

金融支援

GXハブ

》 債務保証業務は、債務保証規程に基づいて行います。

債務保証の対象となる3つの類型

類型 1 GX新技術を用いたGXに資する事業への債務保証

類型 2 類型1以外のGXに資する事業への債務保証

類型 3 トランジション・ファイナンスにより資金調達する企業への債務保証

民間金融機関等で取り切れないリスクをしっかりと、
GX実現の加速化に向けた社会的意義のある取組を進める

(参考) 債務保証の考え方 (類型毎の保証割合)

金融支援

GXハブ

類型 1

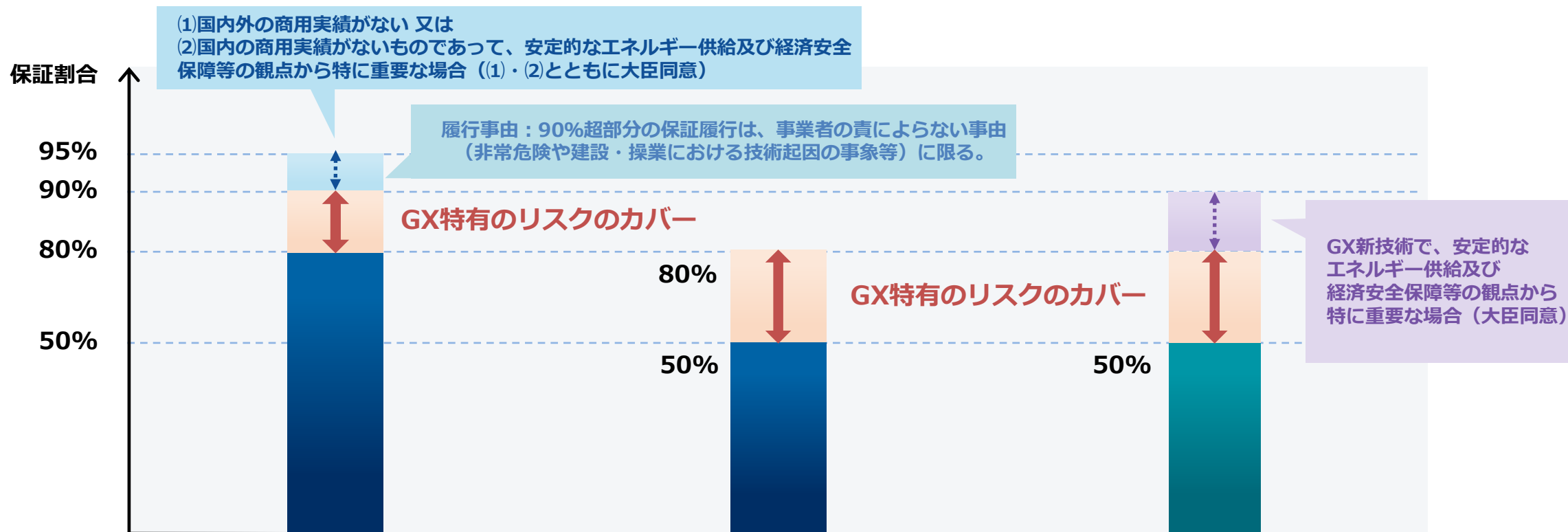
GX新技術を活用するGXに資する
事業への債務保証

類型 2

類型 1 以外のGXに資する
事業への債務保証

類型 3

トランジション・ファイナンスにより
資金調達をする企業への債務保証



※機構の債務保証付の貸付債権において、金融機関がリスクテイクする部分（欠け目）を設け、欠け目を控除した上で、機構が保証を付する部分が、上述の保証割合の範囲内になるようにする。

2. 金融支援⑤ 出資の考え方

金融支援

GXハブ

》出資業務は、出資規程に基づいて行います。

出資の対象となる3つの類型

類型1

債務保証規程で定める類型1・類型2の事業を行う者

例：大規模な脱炭素プロジェクト・カーブアウト案件

類型2

国内のGXに資する事業活動を行う者に対して投資するファンド（LP出資に限る）

例：脱炭素分野の成長ファンド・脱炭素分野に特化したファンド

類型3

GXに資する技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な活動を行う企業

例：ディープテック・スタートアップ（ミドル・レイター）

2. 金融支援⑥ 審査の考え方

金融支援

GXハブ

》金融支援をする際には、金融支援基準を踏まえ、適切に審査を実施します。

- ・ 民間金融機関が重視する事業の持続可能性のみならず、GX実現に向けた社会的意義等を総合的に勘案し、金融支援を行うか否か判断します。

総合判断

事業基準

- ・ 民間金融機関等のリスク補完
- ・ キャッシュフローによる完済見込



インパクト基準

- ・ 環境、経済、金融面におけるポジティブなインパクト
- (ネガティブなインパクトを及ぼす案件は環境社会スクリーニングにより回避)

透明性・客観性を担保するため外部専門家の知見を積極的に活用

(参考) 審査におけるネガティブ・スクリーニング

金融支援

GXハブ

》審査において、環境・社会に関するネガティブスクリーニングを実施するため、国際的なガイドラインに準拠した環境・社会審査に係る方針・手順を策定しました。

環境・社会ネガティブ・スクリーニングに関する方針

※ 近日中に当機構ウェブサイトにて開示を予定

- ・ 地球環境の改善と我が国経済・社会の健全な発展に貢献すべく、支援する事業の環境・社会審査に係る基本方針として以下の内容を定めているもの

金融支援を行う
事業に求める基準

ステークホルダー
エンゲージメント

ガバナンス

情報管理

ネガティブ・スクリーニングのフロー（イメージ）

- ・ 各フローは国際的なガイドラインである「国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード」や「赤道原則」に準拠

①初期スクリーニング

- 》 環境・社会への影響の可能性の程度等に応じてカテゴリ分類
- 》 各カテゴリに応じた環境・社会審査の手続きを実施

②環境レビュー

- 》 事業活動を行う地域で適用される法規制とその他要求事項を遵守するかどうかを確認
- 》 また地域や事業の特性に応じて、IFCのパフォーマンススタンダード及びEHSガイドラインに適合しているかを確認
- 》 当機構の金融支援対象領域を中心に、セクター別チェックリストを制定

③意思決定の反映

④情報公開

- 》 支援事業に関する情報はHPにて公開し、透明性を確保

⑤フォローアップ

- 》 必要に応じ課題への対応状況を確認、運営委員会へ報告

2. 金融支援⑦ 技術連携

》外部専門家の知見の積極活用

金融支援

GXハブ

- 2024年11月28日、産業技術総合研究所及びAIST Solutionsと連携協定を締結



GX新技術の社会実装に際する
技術面のリスク分析・検証を強化

GX 推進機構
Acceleration Agency

産総研

**AIST
SOLUTIONS**

AIST GROUP | 産総研グループ

研究開発成果の産業利用の促進

2024.11.28 GX推進機構 ニュースリリース : <https://www.gxa.go.jp/.assets/20241128a.pdf>

2024.11.28 国立研究開発法人産業技術総合研究所 ニュースリリース : https://www.aist.go.jp/aist_j/news/announce/au20241128.html

2024.11.28 株式会社AIST Solutions ニュースリリース : https://www.aist-solutions.co.jp/news/renkei_gxa.html

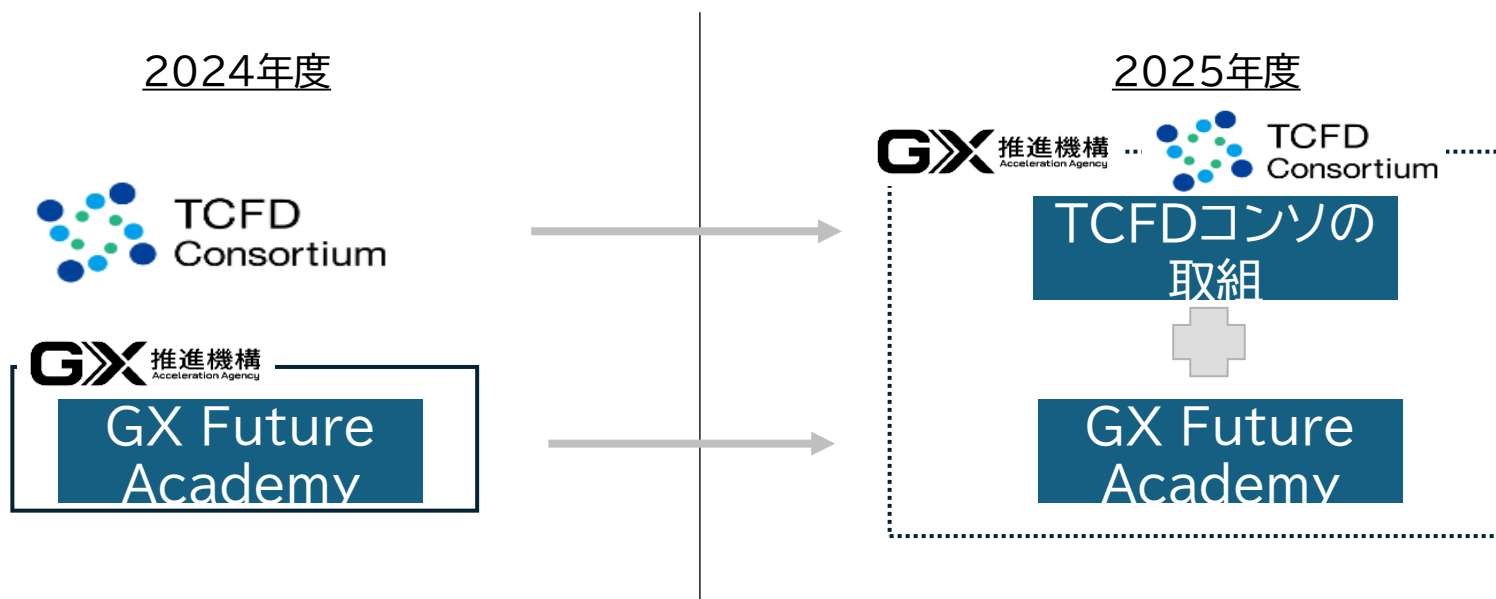
3.GXハブ機能① 気候変動開示コンソーシアムの運営

金融支援

GXハブ

》今年度からTCFDコンソーシアムの運営を引き継ぎました。
ハブ機能として、GX関連の情報や機能を集約するため、GXリーグの
ルール形成機能との関係も整理する予定。

各組織の移管タイミングと統合のイメージ



3.GXハブ機能② 地域連携

》「地域連携室」の設置

金融支援

GXハブ

- 2024年**9月2日**、各地域での GX 投資促進のため、機構に「**地域連携室**」を設置。
- 地域連携の第一弾として、GX投資のポテンシャルが豊富な北海道における様々な情報収集や案件発掘等を実施するため、「**北海道デスク**」を設置。

連携イメージ



3.GXハブ機能③ 国際連携

金融支援

GXハブ

》国際的なネットワーク構築、情報発信を強化するため、GX関連分野の世界的有識者をメンバーとする「Global Advisory Council」を設置しました。

Global Advisory Councilのメンバー



Amit Bouri
アミット ボウリ

共同創業者
グローバル・
インパクト・
インベスティング・
ネットワーク : GIIN



Sean Kidney
ショーン キドニー

CEO
クライメート・ボンド・
イニシアチブ : CBI



Sherry Madera
シェリー マデーラ

CEO
シーディーピー・
ワールドワイド : CDP



Nicholas Pfaff
ニコラス ファフ

副CEO
サステナブル
ファイナンス部門
ヘッド
国際資本市場協会 :
ICMA



Mary Schapiro
メアリー シャピロ

公共政策担当副会長
ブルームバーグ
副議長
グラスゴー金融同盟 :
GFANZ



Robert Youngman
ロバート ヤングマン

グリーンファイナンス・
インベストメント
チームリーダー
経済協力開発機構 : OECD



1.GX推進機構の役割

2.排出量取引の今後

カーボンプライシング



》GX推進法に基づき、排出量取引制度（2026年度～）の運営及び化石燃料賦課金（2028年度～）の徴収に関する事務を担うべく、準備を進めます。

排出量取引制度の運営

政府は、GXに向けたインセンティブを高めるための措置として、排出量取引制度の導入を進めており、GX推進法改正法（2025年5月）により、2026年度からの本格導入が定められました。GX推進機構は、その運営に関する事務の一部を担うべく、準備を進めていきます。

化石燃料賦課金の徴収事務

政府は、広くGXの動機づけを促進する観点から、2028年度より、化石燃料の輸入事業者等を対象に、化石燃料に由来する二酸化炭素の量に応じた賦課金を導入することとしています。GX推進機構は、その徴収に関する事務を担うこととされており、制度開始に向けた準備を進めていきます。

成長志向型カーボンプライシング構想

(1) 「GX経済移行債」※を活用した**先行投資支援（10年間に20兆円規模）** ※ 2050年度までに償還

→ エネルギーの脱炭素化、産業の構造転換等に資する革新的な研究開発・設備投資等を、複数年度にわたり支援

(2) **カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ**

- ・ 炭素排出への値付けにより、GX関連製品・事業等の付加価値向上
- ・ 直ちに導入するのでなく、GXに取り組む期間を設けた後に、当初低い負担で導入し、徐々に引き上げ
- ・ エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することが基本

① 多排出産業等の、企業毎の状況を踏まえた野心的な削減目標に基づく「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度～】

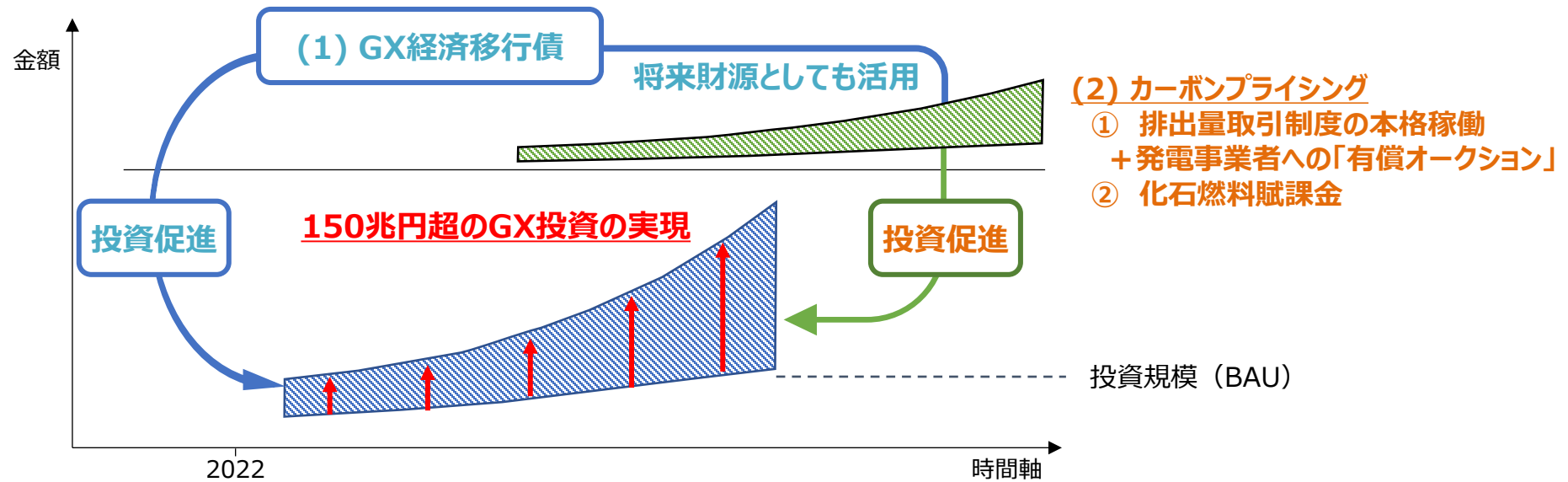
+ 発電事業者に、EU等と同様の「有償オークション」（特定事業者負担金）を段階的に導入【2033年度～】 → 電源の脱炭素化を加速

② **化石燃料賦課金制度の導入【2028年度～】**

→ 化石燃料ごとのCO₂排出量に応じて、輸入事業者等に賦課。

(3) **新たな金融手法の活用** → 官民金融支援の強化、サステナブルファイナンス、トランジションへの国際理解醸成

⇒ **これらの方針を予め示すことで、GX投資を前倒して取り組むインセンティブを付与する仕組みを創設**

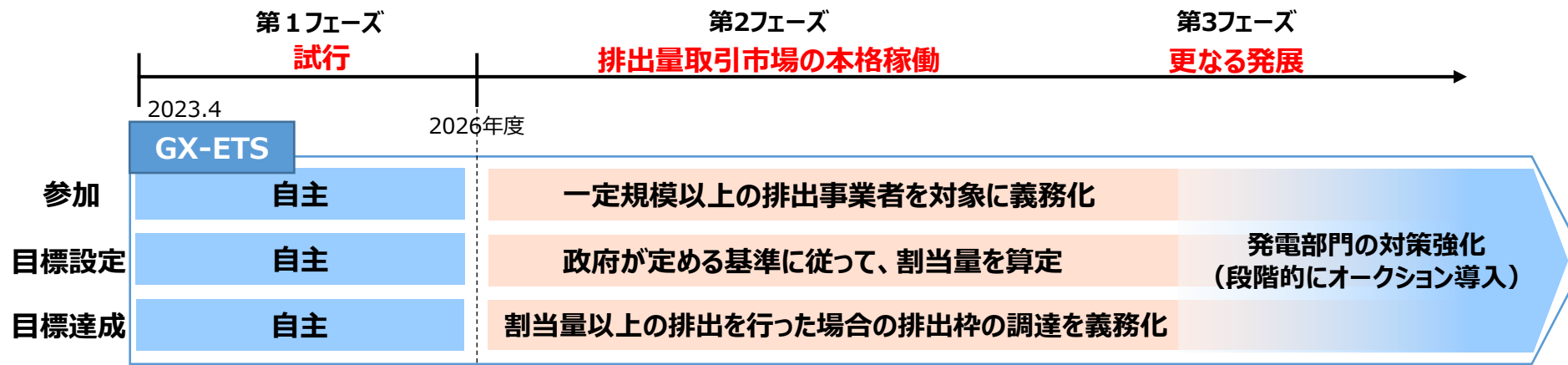


(参考) 我が国における排出量取引制度の段階的な発展

- GX推進の観点からGX推進戦略に基づき**20兆円規模先行投資支援を行うと同時に**、GX投資の促進が特に重要な**多排出企業を対象に排出量取引制度を段階的に導入**することとしている。
- 具体的には、
 - **2023年度**より、自主参加型の枠組みである**GXリーグ**において、**排出量取引制度を試行的に開始**。
 - **2026年度**からは、より実効可能性を高めるため、**排出量取引を法定化（全量無償で排出枠を交付）**。
 - **2033年度**からは、カーボンニュートラルの実現に向けた鍵となる発電部門の脱炭素化の移行加速に向け、**発電部門について段階的にオークション※を導入**。

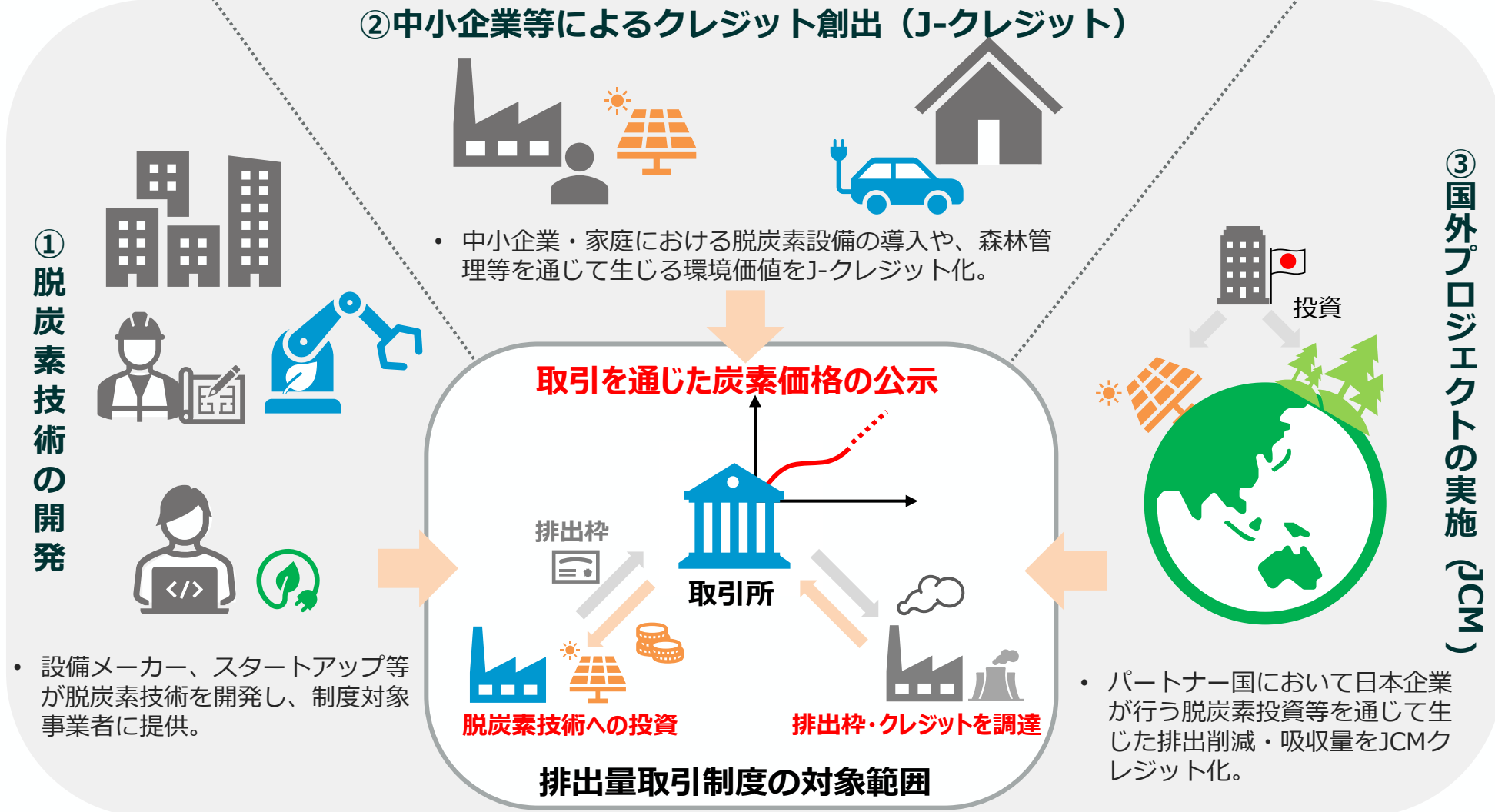
※ 企業に割り当てられる排出枠を無償で交付せず、企業が必要とする分を政府が売り渡す方法。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



排出量取引の導入-炭素価格公示による投資促進効果

- 排出量取引制度を通じて脱炭素技術やクレジットの需要が拡大するとともに、炭素への値付けが行われ、その価格が公示されることで、制度対象者に留まらず社会全体での脱炭素投資が促進される。



排出量取引の導入-CBAM等の国際的な動向への対応の必要性

- 各国でカーボンプライシングの導入が進む中、炭素国境調整措置（CBAM）の検討が進展。
- 今後、こうした措置を講じる国・地域の拡大も考えられるなか、企業が国内で支払うカーボンプライシングが国際的にも認められるような制度としていく必要。

CBAMの仕組み



- 気候変動対策の強度差による競争上の不公平が生じないように、輸入品に対して炭素排出量に応じた負担を賦課。

- 輸入元国内で義務的に支払われた炭素価格については、輸入時に課される負担額から控除。

※EUでは2026年度以降段階的に負担を導入。その他、英国・豪州等がCBAM導入について検討。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

背景・法律の概要

- ✓ **2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき**、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、**成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。**
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（１）**排出量取引制度の法定化**、（２）**資源循環強化のための制度の新設**、（３）**化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化**、（４）**GX分野への財政支援の整備**を行う。

（１）排出量取引制度（GX推進法）

- ① **一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ**
 - ・ 二酸化炭素の直接排出量が一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。
- ② **排出枠の無償割当て（全量無償割当）**
 - ・ トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、**業種特性も考慮した政府指針**に基づき排出枠を無償割当。割当てに当たっては、**製造拠点の国外移転リスク**、GX関連の研究開発の実施状況、**設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。**
 - ・ 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ **排出枠取引市場**
 - ・ 排出枠取引の**円滑化と適正な価格形成**のため、GX推進機構が**排出枠取引市場**を運営。
 - ・ 金融機関・商社等の**制度対象者以外の事業者も**一定の基準を満たせば**取引市場への参加を可能とする。**
- ④ **価格安定化措置**
 - ・ 事業者の投資判断のための**予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等**のため、排出枠の**上下限価格を設定。**
 - ・ **価格高騰時には**、事業者が**一定価格を支払うことで償却したもの**とみなす措置を導入。
 - ・ **価格低迷時には**、GX推進機構による**排出枠の買支え等**で対応。
- ⑤ **移行計画の策定**
 - ・ **対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める。**

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

（２）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① **再生資源の利用義務化**
 - ・ 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。**
 - ・ GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② **環境配慮設計の促進**
 - ・ 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。**
 - ・ **認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。**
- ③ **GXに必要な原材料等の再資源化の促進**
 - ・ 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等**に対し**廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）**を講じ、**回収・再資源化のインセンティブを付与。**
- ④ **CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進**
 - ・ シェアリング等の**CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ**、当該事業者に対し**資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。**

（３）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

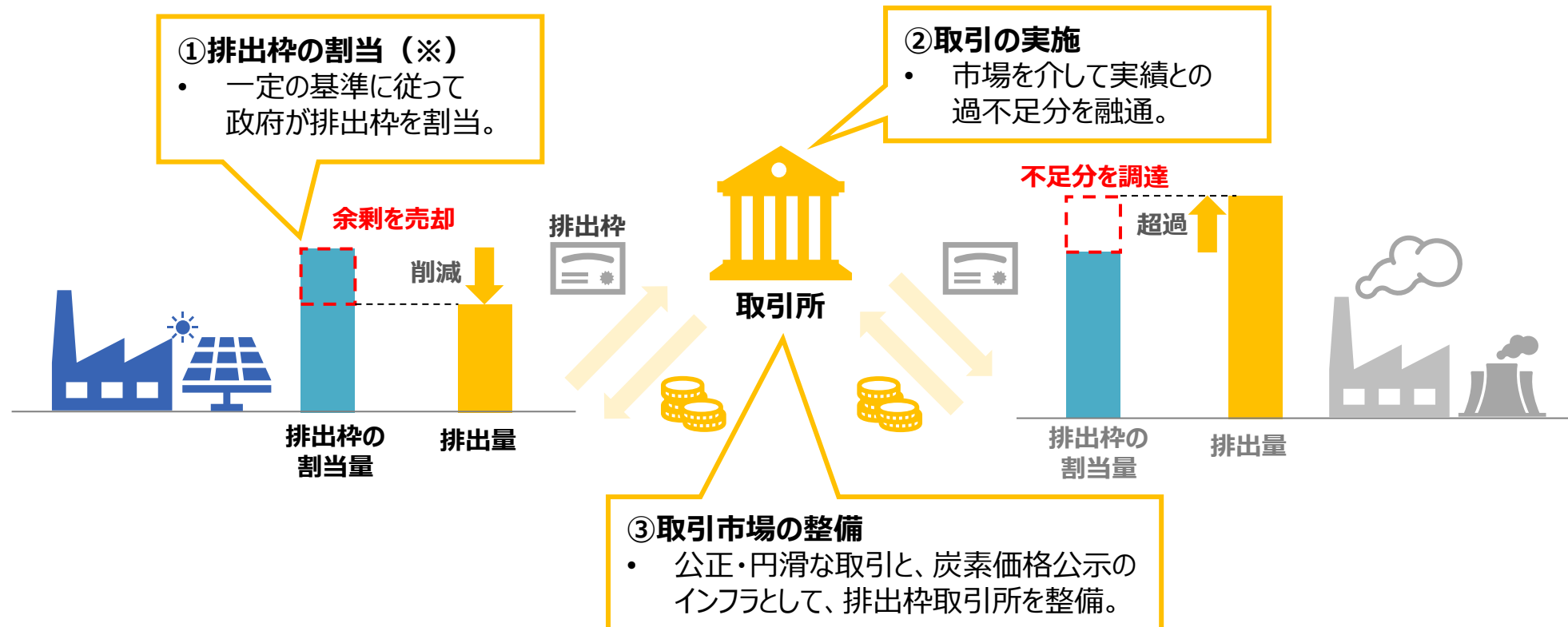
- ・ 2028年度より開始する**化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。**

（４）財政支援（GX推進法）

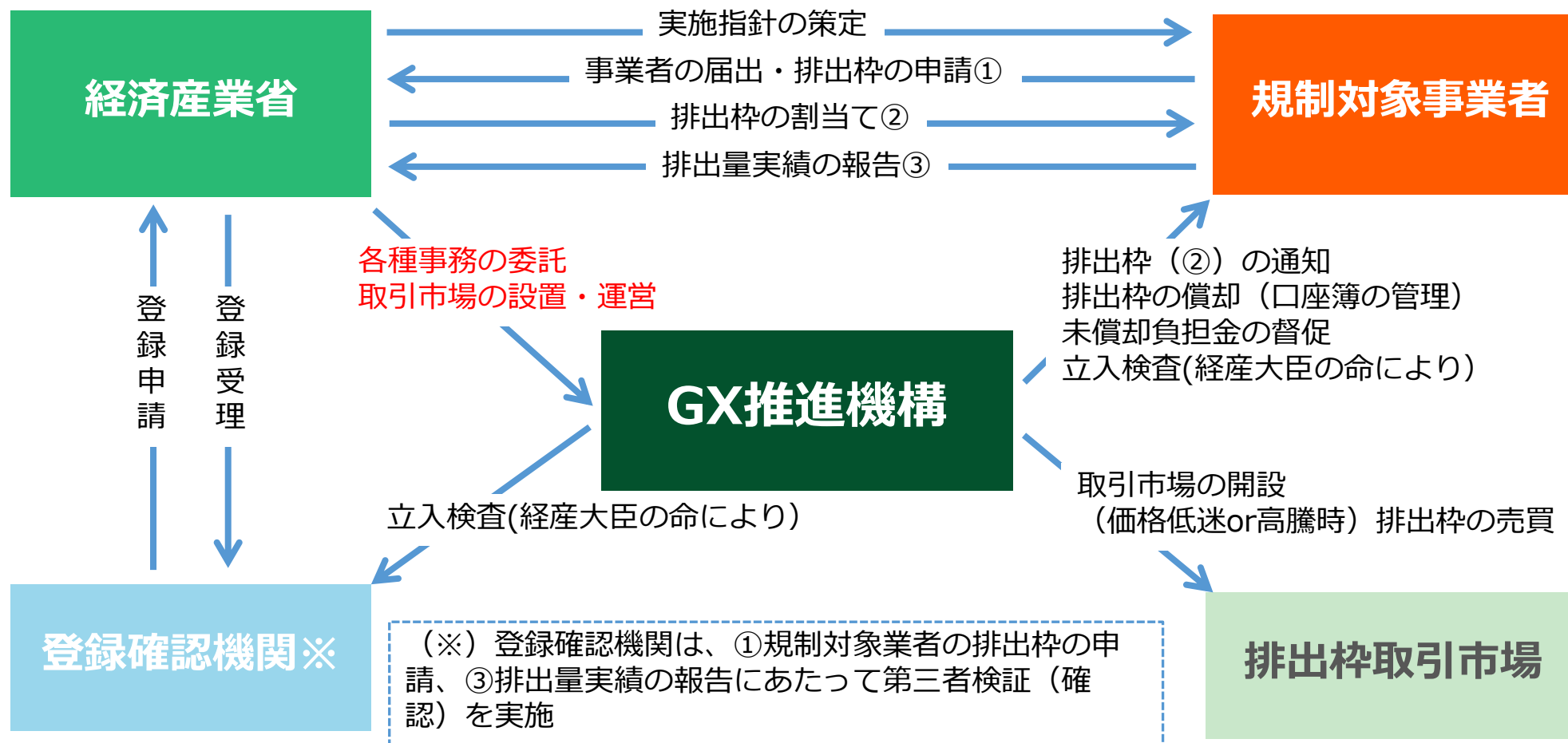
- ・ 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、**戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填**をする。

我が国において導入予定の排出量取引制度の仕組み

- 排出量取引制度は、社会全体で費用効率的に排出削減を行うための仕組み。
 - 政府は、一定の基準のもと、排出枠（※排出許可証のようなもの）を企業に割当。
 - 企業に対して、自社の排出量を算定し、排出量と同じ量の排出枠を、毎年、期限までに準備することを義務づけ。
 - 排出枠の過不足が生じた場合には、市場取引を通じて融通しあうことが可能。



来年度以降のGX-ETSにおける実施フローと各組織の実施事項



(参考①) 排出枠の割当ての実施指針

<実施指針の策定>

- 経済産業大臣は、以下を内容とする排出枠の割当ての実施に関する指針を定める。【GX推進法第32条第1項】

実施指針の概要

業種別の基準	
主務省令で指定する事業活動 ※エネルギー多消費分野等を想定	業種別ベンチマークによる割当て（基準生産量 × 目指すべき排出原単位の水準）【第32条第2項第1号・第3号・第3項】
その他の事業活動	グランドファザリング（年率削減方式）による割当て（基準排出量 × (1 - 目指すべき削減率)） 【第32条第2項第3号・第3項】

+

以下の事項を事業者ごとに個別に勘案

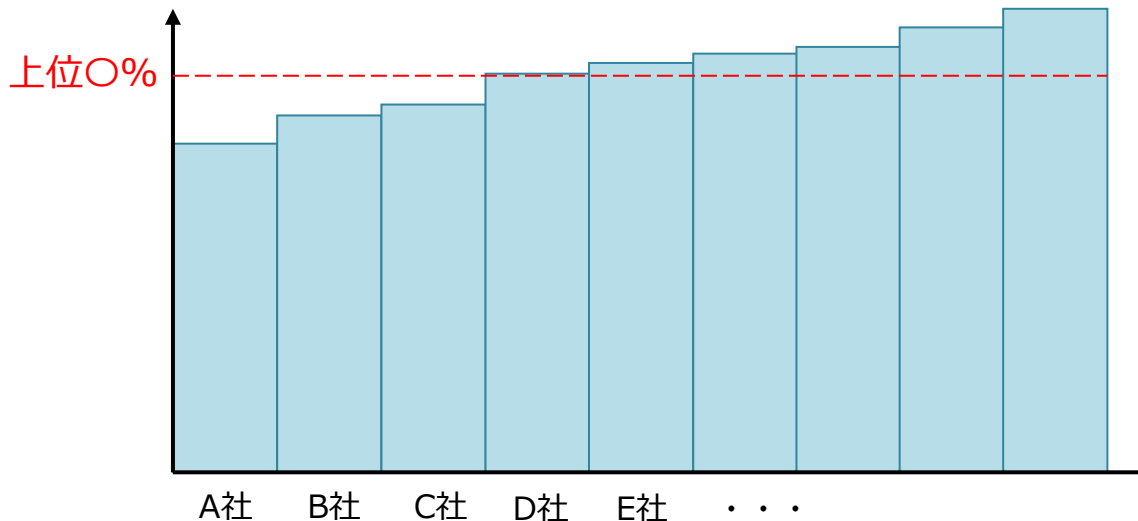
その他の勘案事項	
① 早期の削減努力	制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を勘案して、割当量を加算。【第32条第2項第3号】
② 製造拠点の国外移転のリスク	国外移転の可能性がある財（貿易材）の製造業に属する事業者について、収益に占める排出枠調達コストの割合を考慮して割当量を加算。【第32条第2項第5号イ】
③ 研究開発投資の状況	前年度に実施したGX関連の研究開発のため投資額に応じて、割当量を加算。【第32条第2項第5号ロ】
④ 活動量の変動等	事業所の新設・廃止、生産量等の大幅な増減が生じた場合には、割当量を調整。【第34条第2項】

(参考②) 割当の基本的な考え方 (ベンチマークとグランドファザリング)

- 特に業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野等を中心にベンチマークを定め、これに基づいて企業毎の割当量を決定。
- ベンチマークの水準は、業種毎に、各社の製品生産量あたりの排出原単位を比較し、同業種内の上位〇%に相当する水準としてそれぞれ定めることで、業種毎の代替技術の導入状況等を考慮する。
- ベンチマークの設定が困難な業種については、基準となる年度の排出量に一定の削減率を乗じるグランドファザリング方式によって割当量を決定。

ベンチマーク

排出原単位

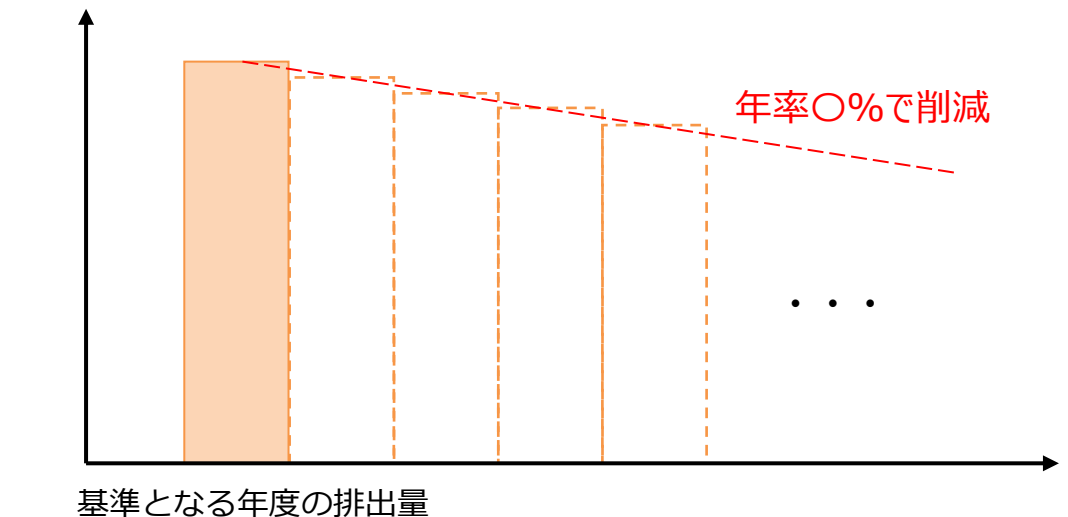


- 同業種内の上位〇%水準の排出原単位をベンチマークとして設定。
- 基準活動量（制度開始直前の3か年度(2023年度～2025年度)の生産量等の平均)にベンチマークを乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準活動量} \times \text{目指すべき排出原単位}$$

グランドファザリング (年率削減方式)

排出量



- 過去の排出実績を基準に、毎年一定比率で割当量が減少。
- 基準排出量（制度開始直前の3か年度(2023年度～2025年度)の排出量の平均)に一定の削減率を乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準排出量} \times (1 - \text{目指すべき削減率})$$

(参考③) 価格安定化措置

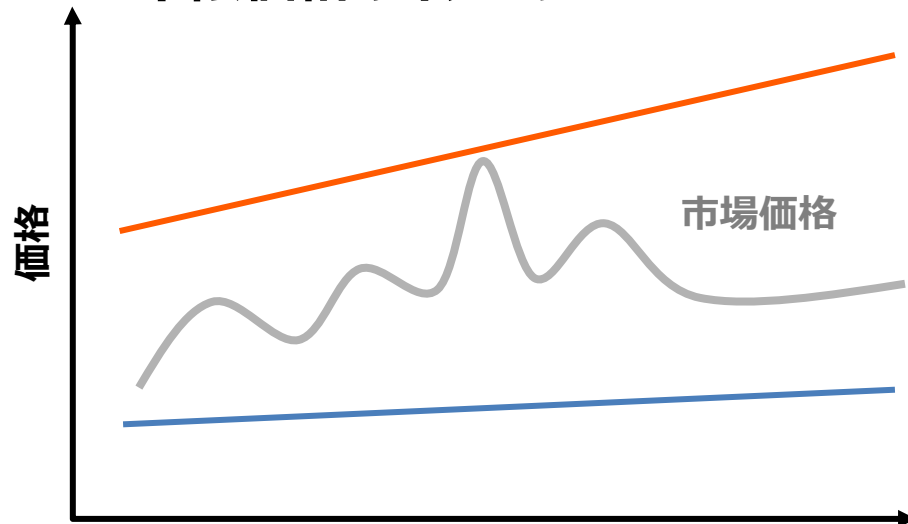
<排出枠の上限価格の設定>

- 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、毎年度、排出枠の**上限価格（参考上限取引価格）を定める**。【GX推進法第39条第1項】※あらかじめ複数年度の上限価格設定も可能（第39条第2項）
- **市場における排出枠の不足時など、排出枠の取引が困難な場合（経済産業大臣が告示）、排出枠の量に参考上限取引価格を乗じた額を納付した場合には、これに相当する排出枠を当該事業者が保有しているものとみなす**。【GX推進法第40条第3項】

<排出枠の下限価格の設定>

- 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、毎年度、排出枠の価格の**調整措置を行う基準となる下限価格（調整基準取引価格）**定める。【GX推進法第116条第1項】※あらかじめ複数年度の下限価格設定も可能（第116条第3項、第39条第2項）
- **GX推進機構は、市場における売買取引価格の平均が下限価格を下回る場合、排出枠を買い入れることができる。買い入れた排出枠は、経済産業大臣が定める基準に従って、対象事業者に対して売り渡しを行う**。【GX推進法第117条第1項、第117条第4項】

上下限価格のイメージ



価格高騰対策

- 排出枠の価格が高騰した場合には、**予め定めた上限価格を政府に対して支払うことで、義務履行可能**

価格下落対策

- 取引価格が基準を一定期間下回る場合には、**GX推進機構が排出枠を買い支え※**
※GX経済移行債の発行期間中、**政府からの出資金**を原資とする